

京都市告示第407号

京都市山科中央老人福祉センターの指定管理者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会から、京都市老人福祉センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市山科中央老人福祉センターの臨時開所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成27年10月13日

京都市長 門川 大作

京都市山科中央老人福祉センターについて、平成27年11月1日（日）を臨時開所する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)